

令和5年度における白子町の障がい者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

令和5年5月1日策定

1 目的

この方針は、障がい者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定により、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、白子町の全組織とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（日中に生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 在宅就業障がい者
 - イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、分野を限定せず、また過去に調達実績のない物品等の調達についても対象とする。

5 調達の目標

前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集に努め、各機関に対してその情報を提供する。

7 調達実績の公表

調達実績については、概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 その他

障がい者の経済的な自立の促進に寄与するため、物品等の調達のほか、庁舎やイベント等における自主製品の販売の場の提供など、可能な範囲で障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大が図られるよう支援を行うものとする。